



佐賀県公報

平成17年
6月21日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

○新設養護学校空気調和設備工事に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札

による公募型指名競争入札

(建築住宅部)

一

○新設養護学校給排水衛生等設備工事に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札

(〃) 二

○新設養護学校電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札

(〃) 四

○ 公 告

新設養護学校空気調和設備工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成17年6月21日

佐賀県知事 古 川 康

1 工事概要

(1) 工事名 新設養護学校空気調和設備工事

(2) 工事場所 藤津郡塩田町

(3) 工事内容 養護学校新設に伴う空気調和設備工事

(4) 工期 平成19年3月末まで

2 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格要件

ア すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。

(イ) 県内に本店を有する建設業者であること。

(ロ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により管工事Aの決定を受けていること。

(ハ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、平成17年7月5日から同年8月17日までの間に受けていないこと。

(ニ) 平成17年7月5日以前6月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。

(ホ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。

(ヘ) 新設養護学校電気設備工事、新設養護学校管理棟その他建築工事及び新設養護学校寄宿舎棟その他建築工事の入札参加申請者（構成員を含む。）でないこと。

(ヘ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(イ) 元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。）として平成7年4月1日から平成17年3月31日まで、建築物の管工事として1件当たり8千万円（共同企業体の構成員である場合は、請負金額に出資比率を乗じて得た額）以上の施工実績を有すること。

<p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 管工事に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。</p> <p>(2) 構成員の数 2社とする。</p> <p>(3) 出資比率 すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 代表者の要件 最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であること。</p> <p>(5) 存続期間</p> <p>ア 県工事の相手方となった者 当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで</p> <p>イ 県工事の相手方とならなかった者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 共同企業体協定書</p> <p>(3) 共同企業体編成表</p> <p>(4) 施工実績調書及び実績を証する書類(共同企業体の代表者のみ)</p> <p>(5) 配置予定技術者調書</p> <p>(6) 経営事項審査結果通知書の写し(平成16年1月1日以降を審査基準日とするもの)</p> <p>4 資料作成説明書の交付期間及び交付場所</p>	<p>(1) 交付期間 平成17年6月21日(火)から7月5日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 交付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号) 電話 0952-25-7166</p> <p>5 入札参加申請書の受付期間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 平成17年6月28日(火)から7月5日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号) 電話 0952-25-7166</p> <p>6 指名業者の選定 提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定する。</p> <p>7 入札予定時期 平成17年8月</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 新設養護学校給排水衛生等設備工事を落札した特定建設工事共同企業体の構成員が含まれる共同企業体は、当該工事の入札参加資格がないものとする。</p> <p>(2) 申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県県土づくり本部建築住宅課において配布する。 問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 電話 0952-25-7166</p> <p>新設養護学校給排水衛生等設備工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。 なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年</p>
--	---

法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成17年6月21日

佐賀県知事 古川 康

1 工事概要

- (1) 工事名 新設養護学校給排水衛生等設備工事
 - (2) 工事場所 藤津郡塩田町
 - (3) 工事内容 養護学校新設に伴う給排水衛生等設備工事
 - (4) 工期 平成19年3月末まで
- 2 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格要件

ア すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。

- (イ) 県内に本店を有する建設業者であること。
- (ロ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により管工事Aの決定を受けていること。
- (ハ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、平成17年7月5日から同年8月17日までの間に受けていないこと。
- (ニ) 平成17年7月5日以前6月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。
- (ホ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。
- (ヘ) 新設養護学校電気設備工事、新設養護学校管理棟その他建築工事及び新設養護学校寄宿舎棟その他建築工事の入札参加申請者(構成員を含む。)でないこと。
- (ヘ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規

定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

- (イ) 元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。)として平成7年4月1日から平成17年3月31日までに、建築物の管工事として1件当たり8千万円(共同企業体の構成員である場合は、請負金額に出資比率を乗じて得た額)以上の施工実績を有すること。
- (ロ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ハ) 管工事に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
- (ニ) 共同企業体の代表者以外の構成員は、管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
- (ホ) 構成員の数 2社とする。
- (ヘ) 出資比率 すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。
- (ニ) 代表者の要件 最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であること。
- (ホ) 存続期間
- ア 県工事の相手方となった者
- イ 県工事の相手方とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

3 入札参加申請書及び提出資料

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
- (2) 共同企業体協定書
- (3) 共同企業体編成表
- (4) 施工実績調査及び実績を証する書類（共同企業体の代表者のみ）
- (5) 配置予定技術者調査書
- (6) 経営事項審査結果通知書の写し（平成16年1月1日以降を審査基準日とするもの）

4 資料作成説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 平成17年6月21日(火) から7月5日(火) まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当（佐賀市城内一丁目1番59号）電話 0952-25-7166

5 入札参加申請書の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成17年6月28日(火) から7月5日(火) まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当（佐賀市城内一丁目1番59号）電話 0952-25-7166

6 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定する。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

7 入札予定時期

平成17年8月

8 その他

- (1) 新設養護学校空気調和設備工事を落札した特定建設工事共同企業体の構成員が含まれる共同企業体は、当該工事の入札参加資格がないものとする。

- (2) 申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県県土づくり本部建築住宅課において配布する。

問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当

電話 0952-25-7166

新設養護学校電気設備工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受け付けの期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成17年6月21日

佐賀県知事 古 川 康

1 工事概要

- (1) 工事名 新設養護学校電気設備工事
 - (2) 工事場所 藤津郡塩田町
 - (3) 工事内容 養護学校新設に伴う電気設備工事
 - (4) 工期 平成19年3月末まで
- 2 共同企業体に関する事項
- (1) 共同企業体の構成員の資格要件

ア すべての構成員が、次の資格要件を満たすこと。

- (イ) 県内に本店を有する建設業者であること。
- (ロ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により電気工事Aの決定を受けていること。

- (ウ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、平成17年7月5日から同年8月17日までの間に受けて

<p>いないこと。</p> <p>(エ) 平成17年7月5日以前6月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>(フ) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。</p> <p>(ク) 新設養護学校給排水衛生等設備工事及び新設養護学校空気調和設備工事の入札参加申請者(構成員を含む。)でないこと。</p> <p>(ケ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。</p> <p>イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。)として平成7年4月1日から平成17年3月31日まで、建築物の電気工事として1件当たり8千万円(共同企業体の構成員である場合は、請負金額に出資比率を乗じて得た額)以上の施工実績を有すること。</p> <p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 電気工事に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。</p> <p>(2) 構成員の数 2社とする。</p>	<p>(3) 出資比率 すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 代表者の要件 最も大きな施工能力を有する者であり、出資比率は構成員中最大であること。</p> <p>(5) 存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 共同企業体協定書</p> <p>(3) 共同企業体編成表</p> <p>(4) 施工実績調査及び実績を証する書類(共同企業体の代表者のみ)</p> <p>(5) 配置予定技術者調査書</p> <p>(6) 経営事項審査結果通知書の写し(平成16年1月1日以降を審査基準日とするもの)</p> <p>4 資料作成説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>(1) 交付期間 平成17年6月21日(火)から7月5日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 交付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号) 電話 0952-25-7166</p> <p>5 入札参加申請書の受付期間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 平成17年6月28日(火)から7月5日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市</p>
---	--

城内一丁目1番59号) 電話 0952-25-7166

6 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定する。
本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

7 入札予定時期

平成17年 8 月

8 その他

申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県土づくり本部建築住宅課において配布する。

問い合わせ先 佐賀県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当

電話 0952-25-7166

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年六月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷